

昭和41年1月22日から昭和41年2月21日まで
 (郵送の場合は、受付期間の最終日までの消印のあるものは有効とする。)

(4) 受験手数料
 次に掲げる免許職種及び試験区分にしたがいそれぞれに相当する額の(鳥取県収入証紙を受験申請書の収入証紙はりつけ欄にはりつけて納付すること。
 なお、申請書の受付後は、申請を取消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

試験区分	学 科	試 験	実 技	試 験
免許職種	工	500円		1,000円
仕 上 げ 工		500円		700円

- (5) 受験票の交付
 受験申請書を受理したときは、受験票を交付する。
- 7 合格者の発表
 合格者の氏名は昭和41年3月下旬に鳥取県公報に登載するとともに、合格者に通知する。
- 8 欠格者
 次の各項の一に該当する者は、試験を受けることができない。
- (1) 禁治産者及び準禁治産者
 - (2) 禁こ以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、取消の日から2年を経過しない者

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日は、
 翌日の翌日)

目 次

- ◇告 示
 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定
 生活保護法による医療機関の指定
 健康保険法により保険医療機関の指定
 健康保険法による保険医の登録
 道路の位置の指定
 基本測量を実施する旨の通知
 あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出
 字の区域を変更した旨の届出
- ◇選管告示
 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
 漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇教委告示
 臨時教育委員会の招集
- ◇雑 報
 測量士試験及び測量士補試験の実施

告 示

鳥取県告示第二十三号
 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号の規

その他
 (1) 受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。
 (2) その他不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

正 誤

昭和四十年十二月二十八日付け鳥取県告示第六百七十号中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 改 行	誤	正
二 下 二	鳥取県八項地方農林振興局	鳥取県八頭地方農林振興局

定による指定地方公共機関として、昭和四十一年一月二十日次のとおり指定した。

- 昭和四十一年一月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 日本海テレビジョン放送株式会社
 - 株式会社山陰放送
 - 日本海新聞社
 - 日ノ丸自動車株式会社
 - 沢タクシー株式会社
 - 日ノ丸トラック株式会社
 - 鳥取瓦斯株式会社
 - 米子瓦斯株式会社



鳥取県告示第二十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十一年一月一日	岩井医院	鳥取市朝月字下島十三	内科、小児科	岩井 博

鳥取県告示第二十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)等第十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年

名	称	所	在	地	診療科名	開設者氏名
岩井	博	鳥取市朝月字下島一三ノ三	内科、小児科	岩井 博		
伊藤	敬吾	米子市上福原一五〇九	内科、小児科、放射線科	伊藤 敬吾		

鳥取県告示第二十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年

名	称	所	在	地	診療科名	開設者氏名
谷口	皮膚泌尿器科	倉吉市上井	皮膚泌尿器科	谷口 充		
生田	内科、小児科	日野郡江府町武庫	内科、小児科	生田 正治		
由良	歯科	東伯郡大栄町由良	歯科	西田新太郎		
土井	内科、小児科	東郷町松崎	内科、小児科	土井 学		

鳥取県告示第二十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

氏名	住	所	登録の記号番号	登録年月日
勝田 昌俊	米子市寺町四九	鳥医一、一七六	昭四十年十二月二十四日	

鳥取県告示第二十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年一月二十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市旗ヶ崎 八二四番一	米子市旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ二	幅員 四メートル
天満 松吉	" " " " "	延長 八九・九メートル

鳥取県告示第二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

- 一 種類 基本測量(一等水準測量)
- 二 期間 昭和四十一年一月二十日から昭和四十一年三月三十一日まで
- 三 地域 八頭郡河原町、用瀬町、智頭町

政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

氏名	住	所	登録の記号番号	登録年月日
勝田 昌俊	米子市寺町四九	鳥医一、一七六	昭四十年十二月二十四日	

政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

氏名	住	所	登録の記号番号	登録年月日
勝田 昌俊	米子市寺町四九	鳥医一、一七六	昭四十年十二月二十四日	

岩美郡岩美町、福部村

鳥取県告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から公有水面の埋立てにより同市の区域内に次のとおりあらたに土地を生じたことを確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

あらたに生じた土地の位置	あらたに生じた土地の面積
境港市外江町字西屋敷通地先	三、四九七・三六平方メートル
西灘屋敷地先	二、一六六・四〇平方メートル
北屋敷灘通地先	一、三〇六・三七平方メートル

鳥取県告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から同市の字の区域を次のように変更した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の名称に係る字の名称	変更後の区域
西屋敷通	地港市外江町字西屋敷通地先公有水面埋立地三、四、七、三六、四、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
西屋敷通	地港市外江町字西屋敷通地先公有水面埋立地三、一六、六、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
北屋敷通	地港市外江町字北屋敷通地先公有水面埋立地一、三〇、六、三七、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

昭和四十一年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、三〇七人

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、七七五人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、九七二人

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、九七二人

二一、三〇一人

一〇、六四六人

六、九五五人

六、一六一人

六、一六一人

一三、六四五人

五、四四三人

一五、七二〇人

一一、五六五人

七、三六九人

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

昭和四十一年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、四四五人

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十八条において準用する同法第十二条の規定により提出のあつた政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十一年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	1年1,000円以上の寄附		1年500円以上の寄附		報告書受理年月日 昭和四十一年1月15日
		件数	総額	件数	総額	
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	円	1	円	1	円	
政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数 <td>総額</td> <td>件数 <td>総額</td> <td></td> </td>	総額	件数 <td>総額</td> <td></td>	総額	
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	51,168円	2件	負担金			
	35,300円	4件	旅費			

1 期 昭和40年1月1日から

2 期 昭和40年6月30日まで

3 報告書の要旨

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者 なし

(2) 支出

支出の総額 件数 支出の目的

51,168円 2件 負担金

35,300円 4件 旅費

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

雑 報

- 日時 昭和四十一年一月二十八日 午前十時三十分
- 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 議題 1 昭和四十一年度教職員定数について
2 その他

測量法（昭和24年法律第188号）に基づき、昭和41年度測量士試験及び測量士補試験が次のとおり実施されます。

昭和41年1月25日

鳥取県土木部長 齊 藤 正 男

第一 受験資格

年齢、性別、学歴、経歴等一切を問わない。

第二 試験の科目および方法

一 試験科目

1 測量士試験

次の(イ)から(ウ)までに掲げる科目について実施する。

- (イ) 三角測量(観測または算の平均計算を伴う程度の測量とする。)
- (ロ) 多角測量(三角点間を連絡する程度の測量とする。)
- および水準測量
- (ハ) 地形測量(トランジットを用いる図根測量ならびに平板、コンパス等を用いる平面測量および高低測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。)
- (ニ) 写真測量(図解法および機械法による測量とし、測量用写真の撮影を含むものとする。)

- (ホ) 地図編集(地図の投影を含むものとする。)
- (ヘ) 応用測量

2 測量士補試験

次の(イ)から(ウ)までに掲げる科目について実施する。

- (イ) 三角測量作業(30秒読み程度のトランジットを用いる観測およびこれに伴う計算の作業とする。)
- (ロ) 多角測量作業(1分読み程度のトランジットを用いる観測およびこれに伴う計算の作業とする。)
- および水準観測量作業(感度40秒程度の水準儀を用いる観測およびこれに伴う計算の作業とする。)
- (ハ) 地形測量作業(平板、コンパス、トランジット等を用いる図根測量作業および地形地物の測定作業とする。)

(イ) 写真測量作業(図解法および機械法による作業とする。)

(ロ) 地図編集(地図の投影を含む作業とする。)

二 応用測量作業

三 試験方法

- 1 測量士試験は、筆記試験および実地試験とする。ただし、実地試験は筆記試験の合格者に対して行なう。
- 2 測量士補試験は、筆記試験のみとする。

第三 試験日時および試験地

一 試験日時

1 筆記試験

測量士試験 昭和41年4月24日(日)午前9時から午後1時まで

測量士補試験 昭和41年4月24日(日)午後2時から午後5時30分まで

2 実地試験

昭和41年6月中旬のうち1日

日時は、あらかじめ受験者に通知する。

二 試験地

1 筆記試験

札幌、仙台、青森、秋田、東京、新潟、富山、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、広島、高松、高知、福岡、熊本、鹿児島

2 実地試験

札幌、仙台、東京、富山、大阪、福岡

3 それぞれの試験地の試験場については、受験票を送付するときに、

通知する。

第四 受験手続

一 提出書類

- 1 受験願書 一通
- 2 履歴書 一通
- 3 整理票、写真票、受験票 各一通

写真票に貼付する写真は、最近3ヶ月以内に上半身、脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4.5センチメートルで、本人と確認できるものとする。

二 試験手数料

- 1 測量士試験 500円
- 2 測量士補試験 300円

上記の試験手数料は、受験願書に試験手数料の金額に相当する額の収入印紙をはって、納付すること。

なお、納付した試験手数料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

三 提出先

東京都目黒区上目黒7丁目1,000番地 建設省国土地理院総務部総務課

郵送の場合は、必ず書留郵便とし、封筒の表に「測量士試験」または「測量士補試験」と朱書すること。

四 願書受付期間

昭和41年2月1日(火)から2月25日(金)まで
ただし、郵送の場合は、2月25日付けの消印のあるものまで受け付

ける。

五 提出書類の用紙の請求場所

建設省国土地理院 総務部総務課(東京都目黒区上目黒7丁目1,000番地)

北海道地方測量部(札幌市北二条西19丁目)

東北地方測量部(仙台市元町30)

関東地方測量部(東京都港区麻布台3丁目3の18)

北陸地方測量部(富山市長江117の1)

中部近畿地方測量部(名古屋市東区横木町1の5)

中国地方測量部(広島市上八丁堀6番30号)

四国地方測量部(高松市福岡町沖松島135)

九州地方測量部(福岡市舞鶴2丁目5番20号)

各都道府県土木部等

郵便で請求する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、切手を

はり、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封すること。ただし、各

都道府県土木部等においては、郵送の取扱いはしない。

第五 合格者発表

測量士筆記試験合格者 昭和41年5月下旬

測量士補試験合格者 昭和41年6月中旬

測量士試験合格者 昭和41年7月上旬

官報で公告するとともに、合格者に直接通知する。

昭和41年1月25日 火曜日 鳥取県公報 第3701号

第六 第四
 一 同一人で前項申請書の提出を認めようとする場合は、
 それぞれの受給額を（添付書類を含む。）を提出すること。
 二 受給額書の交付後には、受給地の変更は認めない。

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日に当
 たるときは、そ
 の翌日)

- 目次
- 訓令 鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令
 - 告示 健康保険法による保険医の登録
 鶏等の移入を禁ずる区域
 米飯提供業者の登録
 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
 指定施業要件指定予定の保安林
 - 公安告示 鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程の一部改正
 風俗営業等取締法による聴聞の実施
 - 人委規則 職員に関する規則の一部を改正する規則
 職員に関する規則
 職員に関する規則

訓令

鳥取県訓令第一号

鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。
 昭和四十一年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令
 鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号)の

一部を次のように改正する。
 令達先を削る。
 別表一を次のように改める。
 別表一

課名	記号	課名	記号
秘書課	秘	商工指導課	商
企画室	企	工業開発課	工
総務部	総	労政課	労
総務管財課	総	職業安定課	職
広報文書課	広	失業保険課	失
人事課	人	観光課	観
職員厚生課	職	農林部	
財政課	財	農政企画課	農企
地方課	地	農政調査課	農検
統計課	統	農業経済課	農経
厚生部	厚	農産園芸課	農園
厚生援護課	厚	畜産課	畜
婦人児童課	婦	蚕糸課	蚕
保険課	保	林務課	林
国民年金課	国	造林課	造
衛生課	衛	水産課	水
予防課	予	農地開拓課	農開
商工労働部		耕地課	耕

